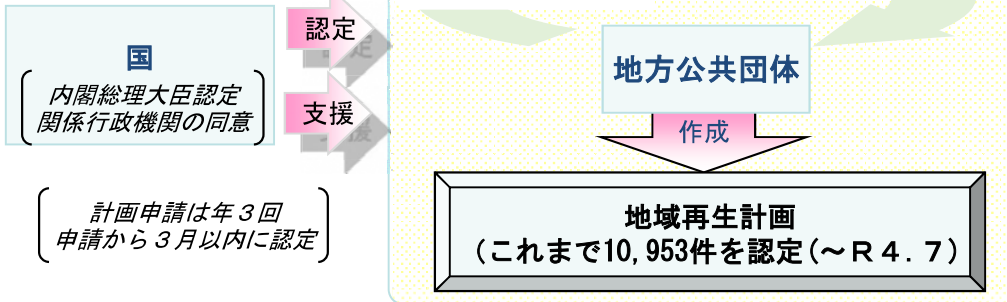


## 地域再生制度の概要

### ○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定し、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

### ○ 地域再生計画の認定プロセス



### 主な支援措置メニュー

- ① **地方創生推進交付金**（H28創設）
- ② **地方創生拠点整備交付金**（H28創設）
- ③ **地方創生整備推進交付金**（道・汚水処理施設・港）  
（H17創設、H28改正）
- ④ **企業版ふるさと納税**（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）（H28創設）
- ⑤ **地域再生支援利子補給金**（H20創設）
- ⑥ **企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等**  
（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業）（H27創設、H30改正）
- ⑦ **地域再生エリアマネジメント負担金**  
（地域来訪者等利便増進活動計画）（H30創設）
- ⑧ **商店街活性化促進事業**（H30創設）
- ⑨ 「**小さな拠点**」の形成に係る**手続・課税の特例**  
（地域再生土地利用計画）（H27創設）（小さな拠点税制）（H28創設、H30改正）
- ⑩ **生涯活躍のまち形成事業**（H28創設）
- ⑪ **地域住宅団地再生事業**（R1創設）
- ⑫ **既存住宅活用農村地域等移住促進事業**（R1創設）
- ⑬ **民間資金等活用公共施設等整備事業**  
（民間資金等活用事業推進機構（PF推進機構）の業務特例）（R1創設）
- ⑭ **補助対象施設の有効活用**  
（財産処分制限に係る承認手続の特例）（H17創設） 等



- 平成17年の法制定以降、**8度の法改正**（H19,20,24,26,27,28,30,R1）により、支援措置メニューを充実
- 特に、**平成26年からの地方創生の流れ**に呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「**まち・ひと・しごと創生法**」（平成26年法律第136号）と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「**地域再生法**」の2法が両輪となって地方創生を推進

# 地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

4年度概算決定額 **1,000.0億円**

（3年度予算額 1,000.0億円）

## 事業概要・目的

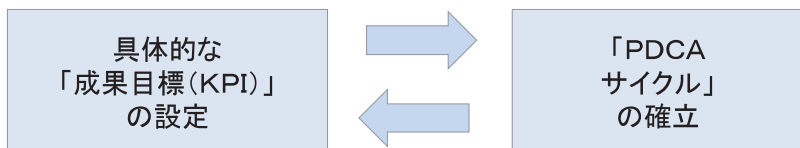
○デジタル田園都市国家構想による地方活性化をはじめ、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な取組を支援します。

①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を支援

②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組

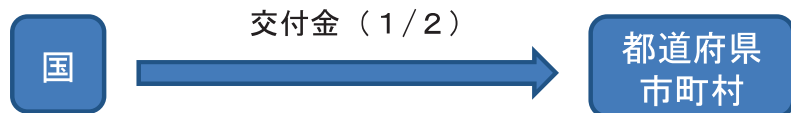
③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

## 資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

## 事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成例）しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組

- ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	6事業 ※広域連携事業は3事業まで追加可
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	5事業 ※広域連携事業は2事業まで追加可
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	4事業 ※広域連携事業は1事業まで追加可

※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額(国費)3.0億円、申請上限件数の枠外

③わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）

- ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策

④複数年度にわたる施設整備事業（地方創生拠点整備交付金）

【デジタルシフトへの対応】

○先駆タイプ（最長5年間の事業）の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、申請の要件とします。

○横展開タイプ（最長3年間の事業）の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、原則として、申請の要件とします。

○地方創生拠点整備交付金については、補正予算分と同様とします（審査において一定の加点を付与、効果促進事業の割合の上限を一定の引上げ）。

【わくわく地方生活実現政策パッケージにおける地方創生移住支援事業の拡充】

○移住支援金について、これまでの単身最大60万円、世帯最大100万円に加え、世帯で移住する際に、18歳未満の帯同人数×最大30万円の子育て世帯加算を拡充。

## 期待される効果

○地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、「まち」の活性化など地方創生の推進に寄与する先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を通じて、地方創生の充実・強化につなげます。

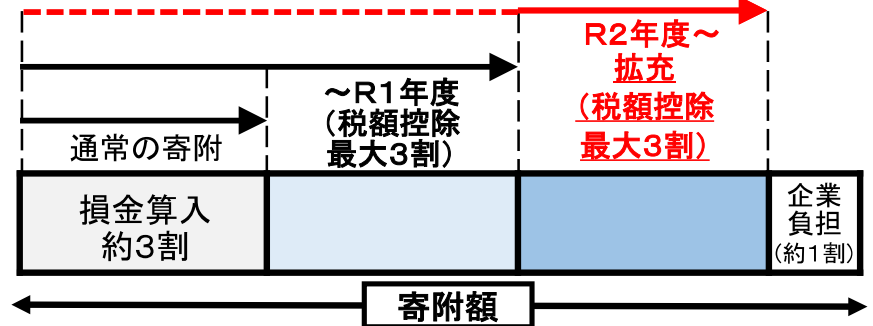
# 企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

## 制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
  - 損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
  - 寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

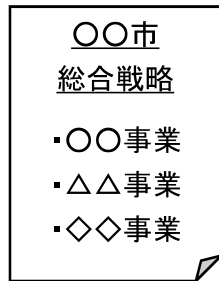


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

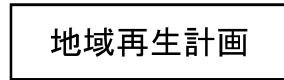
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

## 活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



③計画の認定



内閣府

④寄附



企業

⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



国 (法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,487市町村(令和4年11月11日時点)